

ハートフルライフ西城 施設利用料のご案内（1日あたりの目安）

入所利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

一割負担の方

	介護報酬一割負担額				介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	居住費	食 費	日常 生活費	教養 娯楽費	合 計	
	施設サービス費		体制加算								
			夜勤職員 配置加算	栄養マネ ジメント 加算							サービス 提供体制 強化加算 (Ⅰ)イ
要介護 1	多床室	820 円	25 円	14 円	19 円	約 34 円	570 円	1,750 円	200 円	150 円	3,582 円
	個室	742 円				約 31 円	1,690 円				4,621 円
要介護 2	多床室	871 円				約 36 円	570 円				3,635 円
	個室	790 円				約 33 円	1,690 円				4,671 円
要介護 3	多床室	936 円				約 38 円	570 円				3,702 円
	個室	855 円				約 35 円	1,690 円				4,738 円
要介護 4	多床室	991 円				約 40 円	570 円				3,759 円
	個室	911 円				約 37 円	1,690 円				4,796 円
要介護 5	多床室	1,047 円				約 43 円	570 円				3,818 円
	個室	965 円				約 39 円	1,690 円				4,852 円

二割負担の方

	介護報酬二割負担額				介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	居住費	食 費	日常 生活費	教養 娯楽費	合 計	
	施設サービス費		体制加算								
			夜勤職員 配置加算	栄養マネ ジメント 加算							サービス 提供体制 強化加算 (Ⅰ)イ
要介護 1	多床室	1,640 円	50 円	28 円	38 円	約 68 円	570 円	1,750 円	200 円	150 円	4,494 円
	個室	1,484 円				約 62 円	1,690 円				5,452 円
要介護 2	多床室	1,742 円				約 72 円	570 円				4,600 円
	個室	1,580 円				約 66 円	1,690 円				5,552 円
要介護 3	多床室	1,872 円				約 77 円	570 円				4,735 円
	個室	1,710 円				約 71 円	1,690 円				5,687 円
要介護 4	多床室	1,982 円				約 81 円	570 円				4,849 円
	個室	1,822 円				約 75 円	1,690 円				5,803 円
要介護 5	多床室	2,094 円				約 86 円	570 円				4,966 円
	個室	1,930 円				約 79 円	1,690 円				5,915 円

- * 食費内訳：朝食 450 円、昼食 600 円、夕食 550 円、おやつ 150 円
- * 夜勤職員配置加算：夜間帯の介護職員の配置が基準以上のため、算定されます。
- * 栄養マネジメント加算：常勤の管理栄養士を 1 名以上配置しており、入居者ごとの栄養状態を把握して計画書を作成し、栄養管理を行って定期的に評価した場合に加算されます。
- * サービス提供体制強化加算：介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合により変動いたします。
- * 介護職員処遇改善加算：当月の所定単位数により変動いたします。

加算の詳細（該当する利用者様もしくは希望された利用者様に対して加算いたします。）

加算	単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加算内容
初期加算	一割 32 円／日 二割 64 円／日	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入居日から 30 日間に限って算定すること。
外泊時費用	一割 386 円／日 二割 772 円／日	1 月に 6 日間に限り居宅へ外泊した場合。
短期集中 リハビリテーション実施加算	一割 256 円／日 二割 512 円／日	医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から起算して 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	一割 256 円／日 二割 512 円／日	認知症であると医師が判断し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、集中的なリハビリテーションを個別に行い 3 月以内の期間に限り、1 週に 3 日を限度として集中的にリハビリテーションを行った場合。
若年性認知症 入所者受入加算	一割 128 円／日 二割 256 円／日	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。
ターミナルケア加算	死亡日以前 4 日以上 30 日以下 一割 170 円／日 二割 340 円／日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、本人又は家族等の同意を得て、計画書が作成されている場合。また、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求めに応じて随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている場合。
	死亡日の前日及び前々日 一割 875 円／日 二割 1,750 円／日	
	死亡日 一割 1,762 円／日 二割 3,524 円／日	
退所前訪問指導加算	一割 491 円／回 二割 982 円／回	退所に先立って、居宅を訪問し退所後の療養上の指導を行った場合。入所中 1 回を程度に算定すること。
退所後訪問指導加算	一割 491 円／回 二割 982 円／回	入所者の退所後 30 日以内に居宅を訪問し、療養上の指導を行った場合。退所後 1 回を限度に算定すること。
退所時指導加算	一割 427 円／回 二割 854 円／回	退所時に、退所後の療養上の指導を行った場合。退所が見込まれる入所者に居宅へ試行的退所を実施した時に療養上の指導を行った場合。一人につき 1 回を限度として算定すること。
退所時情報提供加算	一割 534 円／回 二割 1,068 円／回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、当該入所者の退所後の主治医に対して、入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合。一人につき 1 回を限度として算定すること。
退所前連携加算	一割 534 円／回 二割 1,068 円／回	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又地域密着サービスを利用する場合、入所者の診療状況を示す文書を添えて居宅サービス又は地域密着サービスに情報提供し、かつ居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス又地域密着サービスの利用に調整を行った場合。一人につき 1 回を限度として算定すること。

加 算	単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加 算 内 容
老人訪問看護指示加算	一割 320 円／回 二割 640 円／回	入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が訪問看護事業所に対して、訪問看護指示書を交付した場合。一人につき1回を限度として算定する。
緊急時治療管理	一割 545 円／日 二割 1,090 円／日	病状が危篤になり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
所定疾患施設療養費	一割 325 円／日 二割 650 円／日	投薬、注射、処置を行ったとき、同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	一割 3 円／日 二割 6 円／日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の1/2以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、職員間での技術指導会議等を定期的開催している場合。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	一割 4 円／日 二割 8 円／日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置していること。また、介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施している場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	一割 213 円／日 二割 426 円／日	医師が、認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合、入所日から起算して7日を限度として算定する。
認知症情報提供加算	一割 373 円／回 二割 746 円／回	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断をうけておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、施設内での診断が困難であると判断した場合、同意を得たうえで当該入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合。
地域連携診療計画情報提供加算	一割 320 円／回 二割 640 円／回	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、診療計画に基づいて治療等を行い、翌月までに地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を提供した場合、一人につき1回を限度に算定する。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	一割 28 円／日 二割 56 円／日	6ヶ月間の利用者の総退所者数のうち、退所後に在宅で介護を受けることになった利用者の占める割合が3割以上の場合。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	一割 480 円／回 二割 960 円／日	退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	一割 512 円／回 二割 1,024 円／回	退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定にあたり、生活維持の具体的な改善等目標を定め、退所後の生活に送る支援計画を策定した場合。
経口維持加算（Ⅰ）	一割 427 円／月 二割 854 円／月	摂食機能障害を有する入所者に対して、医師の指示に基づき、多職種で会議等を行い、経口維持計画を作成し、管理栄養士等による栄養管理を行った場合。

加 算		単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加 算 内 容
経口維持加算（Ⅱ）		一割 106 円／月 二割 212 円／月	経口維持加算（Ⅰ）を算定しており、（Ⅰ）で行われる会議等に、医師等が加わった場合。
経口移行加算		一割 29 円／月 二割 58 円／月	経管栄養により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を充実させた場合。
口腔衛生管理体制加算		一割 32 円／月 二割 64 円／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合。
口腔衛生管理加算		一割 117 円／月 二割 234 円／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 4 回以上行った場合。 口腔衛生管理体制加算を算定していること。
療養食加算		一割 19 円／日 二割 38 円／日	医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士等により、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食が提供されている場合。
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）イ	一割 19 円／日 二割 38 円／日	手厚い介護体制の確保を推進する観点により介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上の場合。
	（Ⅰ）ロ	一割 12 円／日 二割 24 円／日	手厚い介護体制の確保を推進する観点により介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上の場合。
	（Ⅱ）	一割 6 円／日 二割 12 円／日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が 75%以上の場合。
	（Ⅲ）	一割 6 円／日 二割 12 円／日	サービス直接提供者総数のうち、勤続年数 3 年以上の割合が 30%以上の場合。
介護職員処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位数× 0.039	当該加算による算定額に相当する介護職員への資質向上の取組等、を実施している場合に加算されます。当月の施設の所定単位数により変動いたします。
	（Ⅱ）	所定単位数× 0.029	
	（Ⅲ）	所定単位数× 0.016	

※サービス提供体制上、加算基準が満たされていないものについては、加算されません。また、1年毎に算定要件の見直しを行いますので、年度によっては算定項目が異なる場合がございます。

※利用者様の所得や資産状況に応じて、料金が減免される制度がございます。制度をご利用になるためには『介護保険負担限度額認定証』の発行と当施設への提示が必要となります。

介護保険からの給付金に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額が変更となります。

※個別利用料

電気代： 50円（テレビ、電気毛布など）／日

テレビレンタル代：100円＋電気代50円／日

理美容代：実費

※特別な室料（4階の二人部屋は除く）

	室料
個室（2階）	1,080円（税込）
個室（3階）	432円（税込）
二人部屋	972円（税込）

外泊時にも室料をいただきます。